



# 監査結果報告書

宝 監 第 2 8 号  
令和6年(2024年)4月19日

宝塚市長 山 崎 晴 恵 様

宝塚市監査委員 和 田 和 久  
同 本 田 裕 一  
同 村 松 あんな

令和5年度定期監査（市立病院経営統括部）の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき行いました標記の監査結果を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり報告します。

なお、監査委員本田裕一は令和6年4月9日付けで選任されており、監査については、和田和久、小川克弘及び村松あんなが執行したことを申し添えます。

## 第1 監査等の種類

定期監査（財務監査）

## 第2 監査等の対象

原則として、令和5年4月から令和5年12月までの市立病院経営統括部における財務に関する事務の執行及び財産管理

## 第3 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、事務文書一覧表、事務分掌等一覧表、委託契約及び賃貸借契約締結状況一覧表等のあらかじめ提出された各課所管の伝票・書類等について、監査の対象に係る行政リスクを考慮しながら、抽出により監査を実施しました。

なお、監査は広く行政監査的な視点にも留意して実施しました。

## 第4 監査等の日程

事務局監査 令和6年1月18日から令和6年3月25日まで

監査委員監査 令和6年3月22日、25日

## 第5 監査等の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務の執行及び財産管理については、おおむね良好であると認められました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

## 第6 指摘・意見

### 【意見】

#### 《人事・給与担当》

##### 1 医師の働き方改革について

働き方改革の一環として労働基準法が改正され、原則、平成31年4月から時間外労働の上限規制が適用されています。一方で、医業に従事する医師等の適用猶予事業・業務については、長時間労働の背景に業務の特性等の課題があることから、時間外労働の上限規制の適用が5年間猶予されていました。

令和6年4月からは特別条項付き三六協定を締結する場合、医業に従事する医師の時間外労働の上限は最大年間1,860時間となりますが、市立病院は一般労働者と同程度とされるA水準を適用するため、年間960時間が上限となります。令和4年度の市立病院における時間外労働は平均で年間347.5時間となっており、年間960時間を超える医師はいませんでした。

時間外労働の上限規制適用による影響について確認したところ、「時間外労働の上限規制適用による病院運営への影響はないものと考えている。医師の働き方改革の開始に向けて、従前の勤務体制の適正化を検討する中で、ICU当直体制は労働基準法に定める断続的な宿直又は日直勤務には該当せず、時間外労働が発生する通常の勤務として医師に割り当てる必要があるとの課題が生じた。ICU業務に従事できる医師は限られているが、本業務に新たに従事する医師を募るとともに、従事回数を増やすことで、これまでの医療提供体制を令和6年度以降も継続できる見込みであり、課題は解消されている。その他の当直体制は、今般、断続的な宿直又は日直勤務として労働基準監督署の許可を得ている。」旨の説明を受けました。

医師の働き方改革の推進に係る取組については、「令和6年4月から勤怠管理システムの運用を開始し、客観的な出退勤情報及び勤務間インターバル等の管理をリアルタイムで行うことができるようになる。また、医師は営利企業等従事許可申請を提出し外部医療機関で勤務することがあるが、その勤務状況についても後日、勤怠管理システムに入力し、市立病院での労働時間と合計して管理することができる。さらに、タスクシフト・タスクシェア（医師やその他の医療従事者、事務職員が職種を超えて行う業務管轄範囲の移管、共同実施）を行う業務の選別及び運用改善に取り組む。」旨の説明を受けました。

医師の働き方改革の開始により、医師の時間外労働の上限規制及び健康確保措置が適用されています。適切な労務管理及びタスクシフト・タスクシェアを推進し、医師が健

康に働き続けることのできる環境を整備することにより、医師本人にとってはもとより、患者に対して提供される医療の質・安全を確保すると同時に、持続可能な医療提供体制の維持に努めてください。

## 《管理担当》

### 1 修繕費等における随意契約の特名性について

地方公営企業において、地方公営企業法施行令（以下「公企令」という。）第21条の14第1項各号のいずれかに該当する場合に随意契約することができます。（公企令第21条の14は、公企令の一部改正により現在は公企令第21条の13に繰上げ。以下同じ。）この契約の方法について市立病院では、宝塚市病院事業会計規程第86条の規定により宝塚市契約規則を準用しています。また、宝塚市契約規則第20条第1項ただし書による特名随意契約を締結する場合は、その適用に当たり本市契約課が作成している「宝塚市随意契約ガイドライン」を参照しています。なお、施設等の修繕における特名随意契約については、令和元年度定期監査で意見しているところであり、このことについて、公企令第21条の14第1項第5号「緊急の必要」の判断を厳正に行い経済的合理性に留意する旨の回答を市立病院経営統括部から受けています。

今回、修繕費等における特名随意契約の状況を再確認したところ、特名性に疑義がある契約が散見されました。一例として、施設総合管理業務委託の委託業者に対し、当該業務委託の範囲を超えると考えられる施設修繕について「総合管理業務内の修繕のため責任の所在を明確にするため」を理由とし、公企令第21条の14第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しない」を適用して特名随意契約を締結していました。しかしながら、この理由では、施設修繕に関して当該委託業者と際限なく特名随意契約を締結できることになると考えます。また、当該委託業者以外でも施工可能な契約もあり、競争性の不足から経済性の確保が不十分なのではないかと考えます。このほか、公企令第21条の14第1項第5号該当としている特名随意契約において、過去に修繕実績のある業者と安易に契約しているのではないかとと思われる事例も見受けられました。

「宝塚市随意契約ガイドライン」では、特名随意契約による場合は「1者しかないと判断した過程と理由を具体的に説明できるよう整理しておくことが必要」とされています。修繕費等における随意契約の方法については、安易に1者見積りとならないよう、可能な限り競争性を確保するとともに、特名随意契約を締結する場合は、市民に対して十分な説明ができるよう整理し特名性の証明を行うよう努めてください。

## 2 物品管理業務委託について

市立病院では、院内で使用する医療消耗品等の在庫管理や供給搬送などの物流に係る業務を委託しており、受託者は業務遂行に必要な人員を配置しています。業務仕様書では人員体制として、「業務責任者（常勤1人、経験年数3年以上）、副業務責任者（常勤2人、経験年数1年以上）、手術室責任者（常勤1人、経験年数1年以上）、業務従事者（常勤5人）を置く」とされていますが、次の期間において副業務責任者は1人しか配置されておらず、欠員が発生していました。なお、令和5年2月からは派遣社員（経験年数1年未満）により対応しています。

令和4年5月 9日～令和4年6月20日 31日間

令和4年9月 1日～令和5年2月 6日 103日間

令和5年2月13日～令和5年2月20日 6日間

令和5年5月22日～令和5年6月 1日 9日間

合計 149日間

業務仕様書で定められた人員配置が行われていない理由について確認したところ、「当初配置されていた人員が退職し、その後、後任を複数回採用したが長続きしなかった。今後同様のことが発生しないよう、現在当院に従事している派遣社員を正規社員へ切り替えるなどの対応を依頼している。」旨の説明を受けました。欠員による業務への影響については、「受託者は業務仕様書に定める業務時間を超えて業務を実施するなど、受託者の責任において対応し、当院の業務に影響を及ぼすことはなかった。当院が求める物品管理業務は適切に執行されているため、特に問題はないと考えている。」旨の説明を受けました。しかしながら、業務仕様書は業務内容の詳細を定めたもので、委託者及び受託者の双方が合意したものであることから、受託者に仕様書で定められた人員の配置を求めるべきであると考えます。また、経験年数1年以上を要件とする副業務責任者の業務を経験年数1年未満の派遣社員が代替できるのであれば、当初の業務仕様書の内容が適切なものであったのか疑問が残ります。

今後、業務委託を行う場合は、業務に必要な人員の人数、経験年数等を適切に見積もり、慎重に積算を行うよう努めてください。

## 《医事・経営担当》

### 1 宝塚市病院事業運営審議会について

宝塚市病院事業運営審議会（以下「病院運営審議会」という。）は、執行機関の附属機関設置に関する条例に基づき設置される審議会であって、市長の諮問に応じて、宝塚市病院事業についての重要な事項を調査、審議し、答申するものとされています。また、宝塚市市民参加条例に基づき、審議会等の運営の透明性を高めるとともに、市民の自主的・主体的な市政への参加を図り、市民と市との協働による開かれた市政の推進に寄与するため、審議会等の運営に関する指針（以下「指針」という。）を定めています。

指針では、「会議概要の公開に当たっては、議事の概要を記録した会議録を会議終了後速やかに作成し、会議資料とともに市民資料閲覧コーナーに備え置き、閲覧に供するとともに、市ホームページ等を利用した情報提供に努めなければならない。」とされていることから、病院運営審議会について指針に基づく運営が行われているか確認したところ、市民資料閲覧コーナーには会議録等は備え置かれておらず、令和6年3月7日現在、市ホームページでは次表のとおり、令和5年度実施分の会議録は公開されていませんでした。

年度	会議名	開催日程	会議録の公表
令和2年度	第55回病院運営審議会	2月22日	済
令和3年度	開催なし		
令和4年度			
令和5年度	第56回病院運営審議会	8月25日	未
	第57回病院運営審議会	10月31日	未
	第58回病院運営審議会	12月4日	未
	第59回病院運営審議会	3月15日（予定）	-

会議録が公開されていない理由について確認したところ、「会議録は作成していたが、公開することを失念していた。」旨の説明を受けました。病院運営審議会の運営の透明性を高めるなど、指針の趣旨を実現していく上で必要なことであることから、今後は会議終了後速やかに会議録を公開するよう努めてください。

また、令和3年度及び令和4年度に会議が開催されていない理由については、「コロナ禍における感染防止の観点から、市立病院の方針として、原則、職員及び患者以外の院内への出入りを禁止していたため開催できなかった。」旨の説明を受けました。感染防止の観点から対面による開催が困難であったことは理解できますが、コロナ禍における通常とは異なる医療提供体制が求められる時期であればこそ、また、市立病院におい

ても、今後の市立病院のあり方を示した「宝塚市立病院が目指す病院像」を策定するなど重要な案件があった時期であることからすると、委員の意見を聴く必要があったのではないかと考えます。今後、対面による開催が困難な場合には、リモート開催や書面開催など、別の方法で開催することも検討してください。